

平成19年5月21日(月) 開催

## 子ども応援特別委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分  
会議室 土木委員会室

- 開 会
- 正副委員長あいさつ
- 委員の紹介
- 執行部幹部職員の紹介  
(保健福祉部・生活環境部・産業労働部・教育委員会・公安委員会)

### 1 付託事件

- ① 子育て支援対策に関する調査
  - (1) 概要説明

- 次回の委員会

平成19年6月1日(金) 午前10時30分 開催

- 閉 会

## **子ども応援特別委員会 付託事件**

- 1 子育て支援対策に関する調査
- 2 青少年の健全育成に関する調査
- 3 家庭、地域、学校の連携に関する調査

## 子ども応援特別委員会関係職員名簿

平成19年5月21日(月)

| 所属    | 職名  | 氏名                                     | 備考      |
|-------|---|--|---------|
| 生活環境部 | 部長<br>次長<br>安全・安心まちづくり推進室長<br>男女共同参画課長<br>青少年課長 | 赤田修一<br>中桐伸子<br>小野恵文<br>肥塚秀文           |         |
| 保健福祉部 | 部長<br>福祉政策企画監<br>健康対策課長<br>子育て支援課長              | 田原克志<br>中西美雅之<br>徳山雅裕<br>吉松信行          |         |
| 産業労働部 | 部長<br>次長<br>労政・雇用対策課長                           | 小野隆俊<br>川端正信<br>粟根行                    | 分離開催時出席 |
| 教育委員会 | 教育長<br>教育次長<br>指導課長<br>保健体育課長<br>生涯学習課長         | 門野八洲雄<br>平井おおのぶ<br>竹井千庫<br>佐藤敏正<br>鍋島豊 |         |
| 警察本部  | 生活安全部長<br>参事官(少年課長)                             | 横張隆茂                                   |         |

# 子ども応援特別委員会資料

## ○ 子育て支援対策に関する調査

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 1 少子化対策の推進について .....       | P. 1 |
| 2 児童虐待を防止するための対策について ..... | P. 7 |

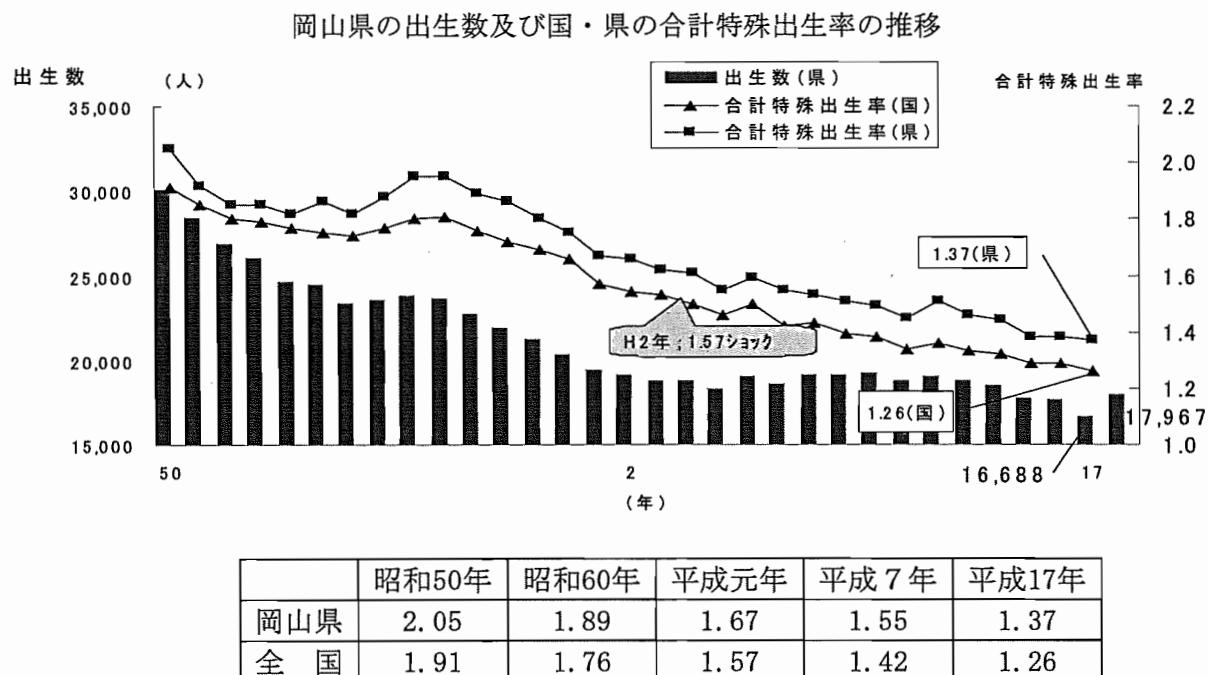
平成19年5月21日

生活環境部・保健福祉部・産業労働部  
教育委員会・警察本部

# 1 少子化対策の推進について

## (1) 少子化の現状等

核家族化の進展、女性の社会進出やライフスタイルの変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、特に晩婚化や夫婦の出生児数の減少傾向などによってもたらされる出生率の低下は、少子化の急速な進行をまねき、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらすとともに、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されている。



## (2) 少子化対策への取組経過

### 【平成2年】 **1.57ショック**

昭和41年（丙午）の1.58よりも低い戦後最低の1.57（平成元年数値）を記録

### 【平成3年】

国；「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」  
を設置

### 【平成4年】

県；「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」を  
設置

### 【平成6年】

国；「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定  
→ 子育てと仕事の両立支援

### 【平成8年】

県；府内組織「岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部」  
を設置

**【平成11年】**

国；「少子化対策推進基本方針」を決定

国；「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定

県；「岡山いきいき子どももプラン」を策定

**【平成15年】**

国；「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」を制定

**【平成16年】**

国；「少子化社会対策大綱」を決定

国；「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）を策定

県；「新岡山いきいき子どももプラン」を策定

**【平成17年】**

出生数が110万人を下回り、わが国の総人口が戦後初めて減少に転じた。

国；「少子化社会対策推進会議」（主宰者：官房長官、関係閣僚、有識者）を設置

**【平成18年】**

国；内閣総理大臣を会長とする少子化社会対策会議が「新しい少子化対策について」を決定

**【平成19年】**

県；「教育と人づくりの岡山」の創造を基本戦略の一つとする、平成19年度からの県政の基本指針となる「新おかやま夢づくりプラン」を策定

**(3) 次世代育成支援対策の推進**

全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて、家庭、地域、学校、企業、関係団体など、全ての県民が取り組む、子どもの幸せの視点に立った指針として策定した「新岡山いきいき子どももプラン」の推進を県政の最重要課題の一つと位置づけ、全力で取り組むものである。

**(4) 「新岡山いきいき子どももプラン」の内容**

**① 位置づけ**

- ・ 中期的な視点から次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画である。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県計画）」及び母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」である。

**② 計画期間 平成17年度～21年度の5年間**

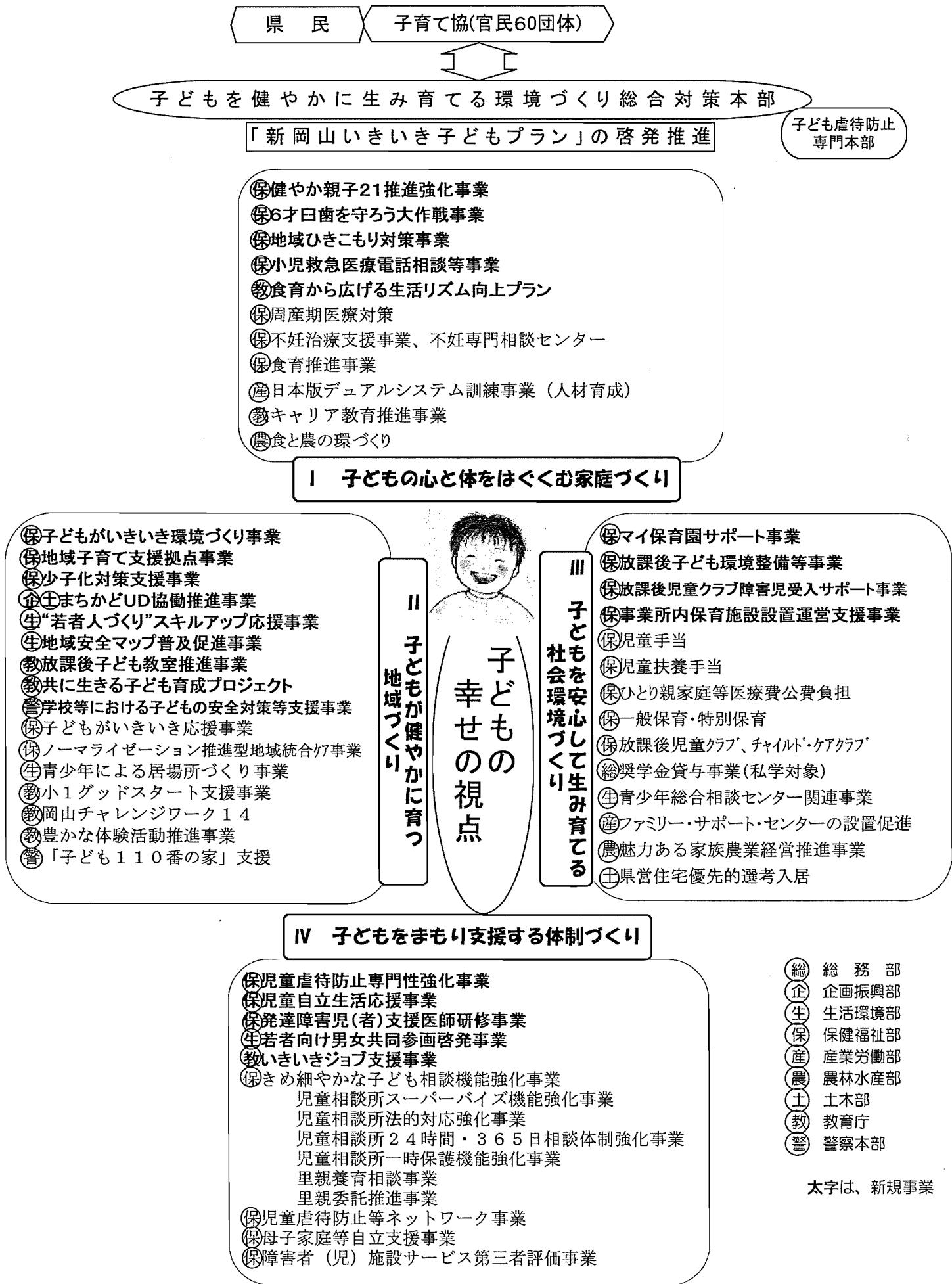
**③ 基本的考え方**

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの幸せの視点に立って、岡山県らしさを反映させて、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進する。

④ 計画の体系

| 基本目標                      | 施 策 の 方 向           | 重 点 施 策  |
|---------------------------|---------------------|--|
| I<br>子はぐもくむ心家庭体づくり        | 母子保健・医療対策の充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>正しい知識の普及と情報提供</li> <li>健康診査と保健指導等の充実</li> <li>相談体制の充実</li> <li>歯の健康づくり</li> <li>思春期保健対策の充実</li> <li>不妊治療対策の充実</li> <li>小児医療・周産期医療の充実</li> </ul> |
|                           | 家庭の子育て力の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>次代の親の育成</li> <li>家庭の教育力の向上</li> </ul>   |
|                           | 「食育」の推進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>「食育」の推進</li> </ul>  |
| II<br>子育どつも地が域健づくりに       | 社会全体の気運の醸成          | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体で子育てをする気運の醸成</li> <li>地域の教育力の向上</li> </ul>  |
|                           | 地域ぐるみの子育て支援の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援ネットワークの充実</li> <li>子育て支援組織の育成</li> <li>ふれあいの拠点づくり</li> <li>人材の養成確保</li> </ul>  |
|                           | 子どもの生きる力の育成         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域・世代間交流の促進</li> <li>社会参加活動への支援</li> <li>豊かな心をはぐくむ教育の推進</li> </ul>  |
|                           | 安全・安心な子育て環境の整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全な遊び場の整備</li> <li>安全な生活環境の整備</li> </ul>  |
| III<br>子育てもるを社会心環境してづ生くみり | 子育て相談体制の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て相談体制の充実と情報提供</li> </ul>  |
|                           | 子育て家庭に対する経済的支援      | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当等の支給</li> <li>医療費、教育費の負担軽減</li> </ul>   |
|                           | きめ細やかな保育の拡充         | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育サービスの充実</li> <li>放課後児童クラブの育成</li> <li>人材の養成確保</li> </ul>  |
|                           | 子育てと仕事が両立できる職場環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>出産・子育てがしやすい職場環境の整備</li> <li>再就職への支援</li> </ul>  |
|                           | 住宅環境の整備             | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保</li> </ul>   |
| IV<br>子支援もするまも体制づくり       | 児童虐待防止対策の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止体制の充実</li> <li>児童虐待防止施策の推進</li> <li>児童虐待防止地域ネットワークの拡充</li> </ul>  |
|                           | 要保護児童への支援           | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設養護の充実</li> <li>里親制度の充実</li> </ul>   |
|                           | 障害児支援の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児支援施策の充実</li> </ul>   |
|                           | ひとり親家庭の自立支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制等の充実</li> <li>就業支援等の推進</li> </ul>   |

# 平成19年度「新岡山いきいき子どもプラン」新規事業等体系図



## (5) 主な新規事業

### ○子どもがいきいき環境づくり事業について

#### 1 趣　　旨

新岡山いきいき子どもプランを着実に実行するためには、県民すべてが子育てに関心を持つとともに、積極的に協力していくという総意のもと、家庭、地域、企業や職場、関係団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、協働しながら、一体となって進めていくことが必要である。

このため、平成18年6月に発表された「新しい少子化対策」に盛り込まれた「家族の日」や「家族の週間」における運動推進や、企業や市町村等との協働により開始した「ももっこカード」の普及啓発を図るとともに、企業等を含む社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的に、経済団体・県市長会・県町村会及び県で「おかやまの子育て応援共同宣言」を行い、企業等による子どもと子育てに優しい取組を推進し、県民運動として「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」に取り組む。

#### 2 事業内容

##### ・「家族の週間」チャレンジ宣言募集

家族の週間に家族単位で実施する相互の絆を深める宣言を募集し、優秀作品を表彰するとともに、広報・啓発に活用し、父親の育児参加等、家族の大切さを考える契機とする。

##### ・「家族の週間」取組実践企業募集

家族の週間に企業単位で実施する子育てのための定時退社や子ども職場見学会、家族参加のレクリエーションの開催などを募集し、優秀事例を表彰するとともに、県ホームページや普及啓発用パンフレットで紹介する。

##### ・ももっこカード普及啓発事業

ももっこカードの普及や協賛店舗の拡充に取り組むとともに、親子で楽しめるユニークなサービスを行う協賛店などを紹介したパンフレット等を作成する。

##### ・企業の子育て応援宣言事業

企業、行政が一体となり、仕事と子育ての両立支援や企業も参加した子育てに優しい地域環境づくりを推進するため、企業が雇用する従業員の子育てを応援することを宣言し、県は、その企業を登録して広く紹介することにより、次世代育成の社会的気運の醸成を図る。

## ○マイ保育園サポート事業について

### 1 趣 旨

核家族の進行や生活様式の多様化等により、子育てや育児に不安を抱える家庭は増大傾向にある中、親の働き方に関わらず、すべての子育て家庭が保育指導や一時保育を利用しやすくすることで、育児不安を解消し楽しい育児につないでいくことを目的とする。

また、登録園（保育園・幼稚園）において子育て家庭同士がふれあうことで、情報交換や孤立感の解消に役立てる。

### 2 事業内容

妊娠中及び在宅で4歳未満の子どもを子育て中の家庭が、身近な保育園や幼稚園を「マイ保育園・マイ幼稚園」として登録し、育児体験、子育て相談等のサービスを受けられるようにする。

また、一時保育について、上記の子育て家庭がサービスを利用しやすくなるよう、無料利用券を交付する。

なお、サービスの提供にあたっては、保育園・幼稚園は市町村・地域子育て支援センター・子育てサークル等と連携して行うものとする。

### 3 実施方法等

実施主体は市町村とし、県は市町村に対し補助する。

(1) 補助率 県・市町村 1／2

(2) 補助対象経費

- ・一時保育料の負担にかかる経費
- ・登録にかかる事務経費
- ・登録園の初度設備費、施設活動費を補助するための経費

## 2 児童虐待を防止するための対策について

### (1) 基盤整備・連携強化

#### 1) 岡山県子ども虐待防止専門本部の設置

知事を本部長とする「岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部」に、「岡山県子ども虐待防止専門本部」（専門本部長：保健福祉部長）を設置し、全庁あげて児童虐待の防止に取り組んでいる。

#### 2) 関係機関の連絡強化と情報共有

県レベルの要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関と情報共有するとともに、各県民局レベルの連絡会議で各市町村の要保護児童対策地域協議会の代表者や事務局に対する情報提供等で育成支援を行う。

#### 3) 実務者レベル会議の充実強化

市町村相談体制の整備への支援や児童虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の全市町村への設置を引き続き働きかけ、実務者レベル会議の充実強化を図る。

#### 4) 実践的マニュアルの作成等

児童相談所が培ってきた実践的相談援助技術をマニュアルにまとめ、市町村へ配布するとともに、それを元に市町村への実践を通して支援や、研修会の開催により、市町村担当職員の資質向上を図る。

### (2) 虐待防止啓発活動等

虐待防止に関するパンフレット等を作成し、児童虐待防止の気運の醸成を図るとともに、「地域のお母さん」的存在である愛育委員、栄養委員が身近な相談相手としての声かけ訪問、親子交流会等を行い地域全体で支え合う子育て機能の向上を図り、地域に密着した虐待防止活動を推進する。

### (3) 発生予防・早期発見

#### 1) 妊娠時からの児童虐待予防活動

育児不安・負担感の大きい親に対して、妊娠期から産婦人科医等医療機関と地域保健関係者との連携により、早期の子育て支援をすることにより児童虐待の発生予防を推進する。

#### 2) 児童虐待予防のための相談

保健所では、育児不安・負担感等を抱える親を対象に児童精神科医師や臨床心理士等が定期的な相談やグループカウンセリングを実施し、育児不安や負担の軽減を図る。

また、市町村が実施する乳幼児健康診査において「虐待予防に視点を置いた問診票」から把握した、育児不安を抱える親に必要な支援ができるよう連絡会議等を開催し、支援体制の強化を図る。

#### 3) 早期対応の強化

児童福祉司の指揮の下、児童虐待に関する調査、関係機関との連絡調整等を専門的に行う児童虐待対応協力員を配置し、早期に対応できる体制を強化する。

## (4) 保護指導とアフターケア

### 1) 児童相談所の機能強化

増加する困難事例に対応するため、医療・司法・児童福祉等の専門サポートチームを有効に活用するとともに、夜間・休日に対応できるよう24時間・365日体制整備をするための専任職員や、一時保護児童へのきめ細かな対応をするための一時保護対応協力員を配置している。また、一時保護所に心理判定職員を配置し、体制強化に努めている。

さらに、複雑多様化する相談に対応するため、学識経験者や実務経験者による専門的助言等の協力が得られるスーパーバイズ機能を強化するなど、職員の専門性の強化などの資質向上に努めている。

また、児童相談所運営指針の改正（H19.1.23）を踏まえ、安全確認に関する基本ルールや関係機関相互の情報共有・連携強化に適切に対応する。

### 2) 児童養護施設等における被虐待児童の処遇向上

児童養護施設等における、被虐待児個別対応職員及び心理療法担当職員等の配置、ケア単位の小規模化（ユニット化）の推進並びに入所児童の処遇向上と家庭復帰の体制の充実を図るための支援を行う。

また、里親の養育技術向上のための研修を行うとともに、家庭復帰を前提とした被虐待児の自立を支援する「専門里親」の養成を行っている。里親の養育技術の向上や精神的負担を軽減するため里親対応専門員を児童相談所に配置する。さらに、新規里親の開拓、施設関係者と里親との連携強化等の活動を通じて里親への委託を総合的に推進する「里親委託推進員」を配置する。

### 3) 保護者のカウンセリング及び被虐待児のフォローアップ

虐待を行った保護者のカウンセリングを効果的に行うため地域の精神科医の協力を得て実施するとともに、家庭復帰する被虐待児とその保護者を支援するため、児童相談所、保健所、市町村、教育機関、医療機関等による検討会議を開催して、役割分担しながら訪問活動等を実施する。

## (5) 事例の検証を踏まえた対応

倉敷市において平成19年1月3日に4歳の男児が死亡し、翌日、この男児に対する暴行容疑で母親が逮捕された事例について、岡山県子ども虐待防止専門本部に委員会を設けその検証を行っているが、この5月末に検証結果と改善策等をまとめた報告書が提出される予定であり、今後、その内容を踏まえた対応を検討し実施する。

## (6) 主な新規事業について

### ○専門性強化事業について

#### 1 趣 旨

現在、児童相談所が取り扱う虐待相談件数は増加の一途をたどっている。

平成17年4月から改正児童福祉法が施行され、一義的な相談窓口が市町村に移った。それを受けた調査をしたところ、平成17年度においては、本県の市町村が取り扱った児童相談件数は1,875件に達し、虐待相談にいたっては954件という結果が出ており、今後市町村で取り扱う虐待相談件数は増加することが予測される。

そのため、市町村の児童家庭相談担当者の相談面接技術の向上を図ることが急務であり、それを支援する児童相談所職員の資質向上が重要となってきている。

#### 2 事業内容

##### ・市町村児童家庭相談実践マニュアル作成及び研修会の開催

児童相談所が培ってきた実践的相談援助技術をマニュアルにまとめ、市町村へ配布するとともに、それを元に市町村への実践を通じた支援や、研修会を開催する。

###### (1) マニュアル作成委員会の開催

委員：児童相談所スーパーバイズ機能強化事業のサポート委員（7名）

児童相談所の職員（3名）、市町村の担当者（3名）、子育て支援課職員（サポートとしてメンタルフレンドなどの福祉関連学部の学生—院生レベルにも協力を依頼する）

議題：1回「企画案作成」、2回「企画案完成」、3回「構成検討」、  
4回「最終案確認」

###### (2) マニュアルの作成

部数：1,000部を予定

配布先：27市町村児童相談担当者、県民局健康福祉課、保健所、  
児童相談所、その他

###### (3) 研修会開催

市町村の児童家庭相談窓口担当者や虐待対応職員に対して、策定したマニュアルを使用した研修会を年2回開催する。

## 児童虐待の現状

### 1 相談対応件数の年次推移（県内3児童相談所での被虐待児童相談対応状況）

| 年度     | H11              | H12              | H13              | H14              | H15              | H16              | H17              | H18             |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 全国(件)  | (1.68)<br>11,631 | (1.52)<br>17,725 | (1.31)<br>23,274 | (1.02)<br>23,738 | (1.12)<br>26,569 | (1.26)<br>33,408 | (1.03)<br>34,451 | —               |
| 岡山県(件) | (1.54)<br>185    | (1.69)<br>312    | (1.34)<br>417    | (1.13)<br>471    | (1.30)<br>610    | (1.26)<br>767    | (1.08)<br>829    | (1.25)<br>1,039 |

\*上段の( )内は、対前年度比。

### 2 相談対応件数の内訳

| 年度   | 児童相談所別        |               |               | 虐待の内容         |              |               |               | 主たる虐待者        |               |               |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|      | 中央            | 倉敷            | 津山            | 身体的虐待         | 性的虐待         | ネグレクト         | 心理的虐待         | 実母            | 実父            | その他           |
| 13年度 | 188<br>(45.1) | 168<br>(40.3) | 61<br>(14.6)  | 167<br>(40.0) | 9<br>(2.2)   | 198<br>(47.5) | 43<br>(10.3)  | 297<br>(71.2) | 64<br>(15.3)  | 56<br>(13.4)  |
| 14年度 | 205<br>(43.5) | 217<br>(46.1) | 49<br>(10.4)  | 223<br>(48.4) | 9<br>(1.9)   | 186<br>(38.7) | 53<br>(11.0)  | 306<br>(65.0) | 98<br>(20.8)  | 67<br>(14.2)  |
| 15年度 | 316<br>(51.8) | 246<br>(40.3) | 48<br>( 7.9)  | 182<br>(29.8) | 29<br>(4.8)  | 315<br>(51.6) | 84<br>(13.8)  | 436<br>(71.5) | 95<br>(15.6)  | 79<br>(12.9)  |
| 16年度 | 400<br>(52.1) | 321<br>(41.9) | 46<br>( 6.0)  | 248<br>(32.3) | 18<br>( 2.3) | 358<br>(46.7) | 143<br>(18.7) | 460<br>(60.0) | 176<br>(22.9) | 131<br>(17.1) |
| 17年度 | 604<br>(72.9) | 171<br>(20.6) | 54<br>( 6.5)  | 224<br>(27.0) | 27<br>(3.3)  | 398<br>(48.0) | 180<br>(21.7) | 547<br>(66.0) | 210<br>(25.3) | 72<br>( 8.7)  |
| 18年度 | 553<br>(53.2) | 383<br>(36.9) | 103<br>( 9.9) | 252<br>(24.3) | 15<br>( 1.4) | 587<br>(56.5) | 185<br>(17.8) | 742<br>(71.4) | 223<br>(21.5) | 74<br>( 7.1)  |

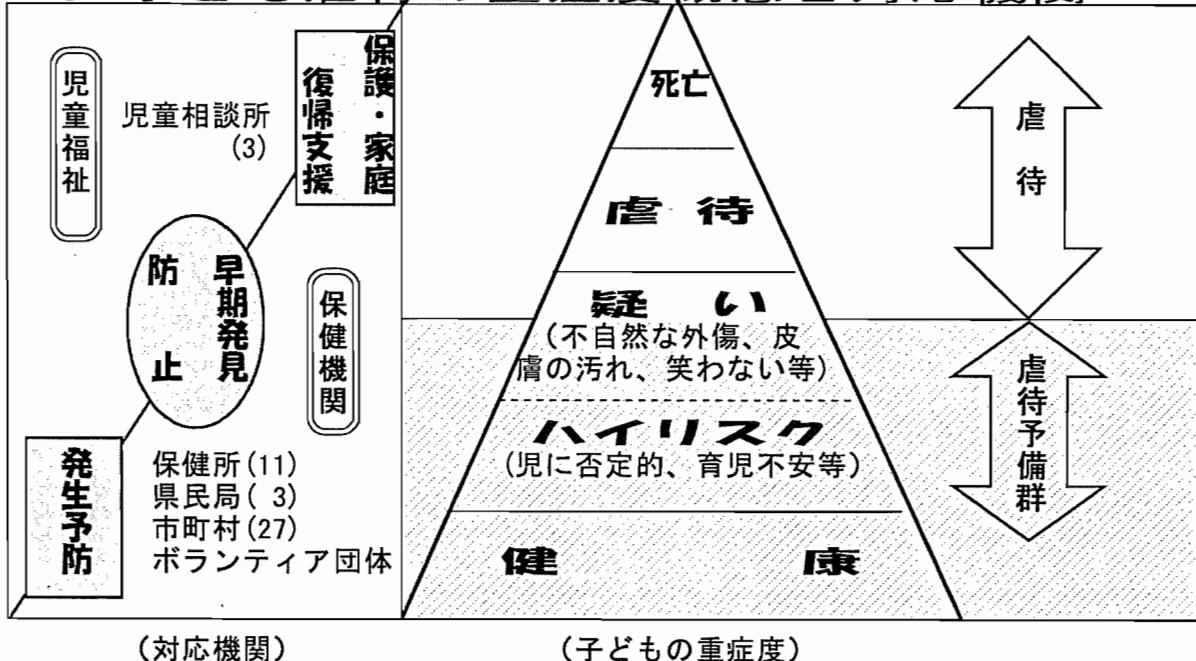
| 年度   | 相談の経路        |              |               |               |               |              |               | 処理の種類         |               |              | 一時保護の状況 |
|------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------|
|      | 近隣知人         | 保健所          | 市町村           | 学校保育所等        | 家族            | 警察等          | その他           | 指導            | 施設入所等         | その他          |         |
| 13年度 | 41<br>( 9.8) | 35<br>( 8.4) | 86<br>(20.6)  | 107<br>(25.7) | 76<br>(18.2)  | 29<br>( 7.0) | 43<br>(10.3)  | 369<br>(85.2) | 55<br>(12.7)  | 9<br>( 2.1)  | 137     |
| 14年度 | 66<br>(14.0) | 37<br>( 7.9) | 91<br>(19.3)  | 121<br>(25.7) | 91<br>(19.3)  | 33<br>( 7.0) | 32<br>( 6.8)  | 416<br>(85.0) | 68<br>(14.0)  | 5<br>( 1.0)  | 185     |
| 15年度 | 66<br>(10.8) | 53<br>( 8.7) | 138<br>(22.6) | 208<br>(34.1) | 62<br>(10.2)  | 18<br>( 2.9) | 65<br>(10.7)  | 513<br>(81.2) | 97<br>(15.3)  | 22<br>( 3.5) | 237     |
| 16年度 | 48<br>( 6.3) | 74<br>( 9.6) | 127<br>(16.5) | 230<br>(30.0) | 122<br>(15.9) | 38<br>( 5.0) | 128<br>(16.7) | 621<br>(80.3) | 139<br>(18.0) | 13<br>( 1.7) | 262     |
| 17年度 | 70<br>( 8.4) | 8<br>( 1.1)  | 253<br>(30.5) | 213<br>(25.7) | 133<br>(16.0) | 41<br>( 4.9) | 111<br>(13.4) | 705<br>(85.0) | 120<br>(14.5) | 4<br>( 0.5)  | 348     |
| 18年度 | 76<br>( 7.3) | 33<br>( 3.2) | 276<br>(26.6) | 216<br>(20.8) | 155<br>(14.9) | 70<br>( 6.7) | 213<br>(20.5) | 872<br>(83.9) | 154<br>(14.8) | 13<br>( 1.3) | 449     |

\*「処理の種類」は、重複計上あり。

\*下段は%。

# 平成19年度岡山県児童虐待防止総合推進事業

## 1. 子ども虐待の重症度概念と対応機関



## 2. 関係施策一覧

|            | 発生予防   | 早期発見   | 早期対応  | 保護・指導   | アフターケア  |
|------------|--|--|---|---|---|
| 課題         | <ul style="list-style-type: none"> <li>広報啓発の強化</li> <li>地域社会全体での子育て支援の推進</li> <li>子育て支援サービスの充実</li> <li><b>虐待リスクのある家庭の早期把握と支援</b></li> <li>関係機関の連携による支援体制の強化</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会設置の推進</li> <li>関係機関と連携し、家庭訪問等身近な地域での支援の充実</li> <li>児童委員、主任児童委員の活用を推進</li> <li><b>市町村相談体制支援</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の体制強化</li> <li>児童相談所職員等の資質向上</li> <li>一時保護所の充実</li> <li>対応機関の連携強化</li> <li>里親制度の充実</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設等受け入れ体制の充実</li> <li>児童、保護者等へカウンセリング及び個別フォローリストの充実</li> <li>家族を含めた退所後の自立支援</li> </ul>   |   |
| 児童虐待に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域のお母さんがすすめる健康支援事業</li> <li>母子健康管理システム</li> <li>親子の心に視点を置いた乳幼児健康診査の強化</li> <li><b>生後4か月までの全戸訪問事業の推進</b></li> <li>育児支援家庭訪問事業の推進</li> <li>ハイリスク妊娠婦・児の家庭訪問支援</li> <li>子どもの健やか発達支援事業</li> <li>すこやか親子支援教室事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待対応強化事業</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所法的対応強化事業</li> <li>児童相談所24時間・365日体制強化事業</li> <li>一時保護機能強化事業</li> <li>児童相談所スーパーバイズ機能強化事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所法的対応強化事業</li> <li>児童相談所24時間・365日体制強化事業</li> <li>一時保護機能強化事業</li> <li>児童相談所スーパーバイズ機能強化事業</li> <li>児童虐待防止専門職員研修事業</li> <li>一時保護所体制強化事業</li> <li>児童相談所カウンセリング事業</li> <li>被虐待児童自立支援事業</li> <li>里親養育相談事業</li> <li>里親研修事業</li> <li>里親委託推進事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設等受け入れ体制の充実</li> <li>児童、保護者等へカウンセリング及び個別フォローリストの充実</li> <li>家族を含めた退所後の自立支援</li> </ul> |
| 基盤整備       |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>専門性強化事業</li> </ul>   |   |   |

※ 太字は平成19年度新規

# おかやまの子育て応援共同宣言

子育てを社会全体で支え合う  
環境づくりを目指して

平成19年5月10日

## おかやまの子育て応援共同宣言

我が国の人口は、平成17年に自然減に転じて人口減少社会に突入し、この傾向は長期的に続くものと予測されている。

また、同年の本県の合計特殊出生率は、全国的な傾向と同様、過去最低水準となっており、少子化の進行は、将来の地域社会の存続にかかる大きな課題となっている。

超少子・高齢化、人口減少が進行するこれから時代において、豊かで活力ある地域社会を創造していくためには、少子化対策に重点を置き、将来の岡山を支える人づくりに積極的に取り組んでいくことが重要である。

このため、行政においては、本年度からの県政の指針である「新おかやま夢づくりプラン」や各市町村の次世代育成支援行動計画を着実に推進し、子どもを安心して生み育てられる地域づくりや環境づくりを総合的に進めていく必要がある。同時に、企業においても、男性を含めたすべての人の働き方の見直しや、仕事と子育ての両立支援の推進が求められている。

企業における取組は、人材の確保、定着につながり、従業員のやる気や働きがいを引き出し、職場の活性化や生産性の向上などプラス効果をもたらすことが期待できる。

このような状況を踏まえ、岡山県経済団体連絡協議会、岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、社団法人岡山経済同友会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会、岡山県市長会、岡山県町村会及び岡山県の9者は、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で子育てを支え合い応援していく気運の醸成を図り、次代を担う子どもたちが心身共に健やかに生まれ育つ社会を実現するため、下記の取組を連携して進めていくことを宣言する。

## 記

### 1 仕事と育児が両立できる環境の整備

育児休業の取得促進や多様な働き方の導入など、男女が共に働きながら子育てを担うことができる職場環境づくりを促進する。また、保育所や放課後児童クラブの整備・充実を進め、子どもを安心して預け、働くことができる社会環境づくりを進める。

中小企業も含め、仕事と育児の両立支援の取組が促進されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を周知・促進する。さらに子育て応援宣言企業登録制度を創設し、登録の促進を図る。

### 2 働き方の見直しによる仕事と生活の調和

仕事と生活の調和のため、長時間勤務の是正や年次有給休暇の取得促進など、働き方の見直しが進むよう職場の意識改革や取組を促進する。

### 3 地域における子育て支援

家庭だけでなく地域、学校、企業など、県民みんなで子育てをする社会、その中で子どもが健やかに育つよう、ももっこカード事業や地域子育て支援拠点事業、マイ保育園サポート事業などを実施する。

### 4 女性の再チャレンジ支援

出産・育児などを理由に退職した女性が、再び意欲を持って働き、活躍できるチャンスを得られるよう、キャリアアップ講座等を開催し、女性の再チャレンジ支援の充実を図る。

## 5 若者の就労支援

産業の担い手であり、未来の親となる若者の自立支援に向け、学生などが就業体験を行うインターンシップや一定の試用期間を設けて雇用するトライアル雇用などの制度の周知と活用の促進を図る。

## 6 取組状況の確認

この共同宣言に参加した団体及び県は、これらの取組が着実に進むよう定期的におかやまの子育て応援連絡会議を開催し、取組状況の確認を行うものとする。

平成19年5月10日

岡山県経済団体連絡協議会  
座長 稲葉 侃爾

---

岡山県商工会議所連合会  
会長 岡崎 彰

---

岡山県経営者協会  
会長 末長 範彦

社団法人岡山経済同友会  
代表幹事 吉川 昌宏

---

岡山県中小企業団体中央会  
会長 中島 博

---

岡山県商工会連合会  
会長 西本 和馬

---

岡山県市長会  
会長 竹内 洋二

---

岡山県町村会  
会長 重森 計己

---

岡山県  
知事 石井 正弘

---